

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

「6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解」に示すとおりである。

5 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（令和 2 年 9 月 14 日決定）は、表 5-1 に示すとおりである。また、その範囲は図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事業段階関係地域の区町名

特別区の名称	町 名
東京都江東区	青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目、若洲三丁目、海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目の区域
東京都大田区	城南島五丁目、令和島一丁目及び令和島二丁目の区域
所属未定	中央防波堤外側埋立地の区域

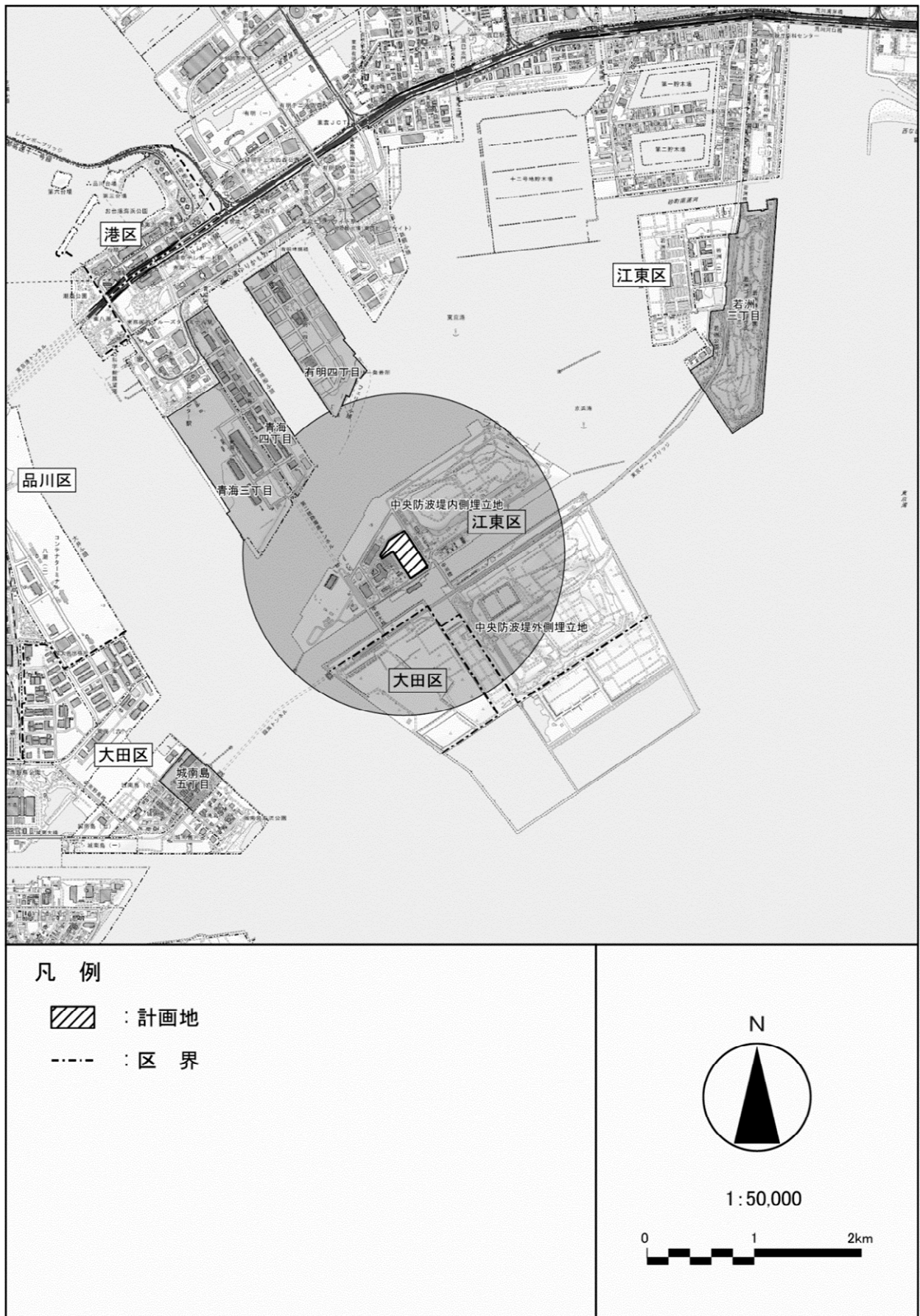


図 5-1 事業段階関係地域